

し相背申候は如何様の曲事にも可被仰付候爲共一札仍如件

天和三年亥十月

西池田庄屋惣兵衛印

外 十 八

萬年傳兵衛様内

白井勘助殿

此の文書は、新町にて新規の市を立て、在方より持ち出す竹木類を買ひ留めたる爲め、從來本町既存の竹木市が壓倒されしを以て、官憲へ防護の訴願を爲したるものなり。然るに官憲に於いては双方對決の上、以後は押買ひ（現在青物商人の行へる出買ひ）押賣り等は一切せず、口銭は先規の通に取りて増し錢等は斷じて行はずと云ふ旨の興味ある一札にして、蓋し本書は郷土産業史料中最も異彩を放てる珍史料たるを失はざるものなり。斯くの如く當時の我が池田は非常に商業思想の發達したる土地にして、一般社會の上より見れば、僅に北攝の山中に介在せる一寒村に過ぎざる我が郷土、而も社會階級の上より見ても漸く農業時代の基礎期に入れる位地なるに、夙く既に今を去る三百年前此れ等の社會階級を突破して、商業より製造工業の高級時代に進展しつゝありしなり。今を昔に還すよすがもなきも、今日の商業趨勢に參照すれば、轉た今昔の感痛切なるものなくんばあらざるなり。予輩は轉じ再び三百年前の昔に立ち還り、

我が郷土の産業中最も偉大なる聲價を博し、鬱然たる盛賑を呈したる釀酒業の一史斑を窺はざるべからず。

第二章 池田酒泉史

池田酒造の發祥 我が池田郷に於ける酒造の歴史を考ふるに、其の發祥の事いと尙し。されば其の何時頃に創まりたるものなるや詳かならざれど、古老傳へ曰ふ、往古御酒寮の寄人來り我が郷の酒匠滿願寺屋九郎右衛門の祖先に其の釀造法を傳授したるに肇まりしと。蓋し此の傳説を傍證するものに、池田郷酒年寄が、江戸の官憲に上申したる文書あり。曰く、

池田酒造の儀は往古鎌倉御時代より以前の儀にて、鎌倉御時代は廻船通行も無之、鎌倉へ相廻し候酒の儀は池田より鎌倉迄陸路馬附にて差下し候に付今以て酒貳樽を壹駄と唱來候其後連綿酒造仕、御當代（徳川家康を指す）大阪御陣の節闇峠御陣中へ池田名酒奉差上候に付慶長十九年十月池田へ御朱印頂戴之上毎月十二日池田市之日御定書被下置冥加至極難有奉存、只今以無退轉酒造仕、江戸積、重に渡世仕來市の儀も御定書之通り相守り渡世仕候儀池田一同難有奉存候、云々

と記せり。されば我が郷土は遠く鎌倉時代以前よりの醸造地にして、其の起原發祥の事は到底近郷鴻池、伊丹、西宮、灘五郷等の比にあらざるなり。故を以て我が郷土の酒史を原るには先づ御酒寮の寄人より傳授を受けたる、酒匠満願寺屋九郎右衛門を語らざるべからず。夫れは當地の舊家なるのみならず、満願寺屋は攝泉和酒界の大立物として、久しく酒造界の覇權を把握し居たればなり。

満願寺屋九郎右衛門 満願寺屋は其の名の示す如く、古く川邊郡満願寺村より當地に移住したるものにて、其の酒造業を營みしは遠く戰國の初期（應仁時代）に在りと傳へらる。世々醸造業を以て天下に知られし當地の舊家なり。世間普通では杜撰なる『山海名産圖繪』等を以て醇酒の本場を、伊丹地方の鴻池村が日本最初の地の如く記載し居れるも、元來此の書は木村兼堂が鴻池の祖先山中氏の爲めに曲筆したるものにして、此の書の臺本となれる柏崎永以の『落穂集考』（延享二年出版）を見るに、此の地方は寛永以後に發達したる新興の地なり。然るに我が郷土池田の地は夫れ以前既に文祿、慶長の頃に、我が満願寺屋九郎右衛門が將軍の御用酒として江戸表に貿易し天下の顧客を聚め居たる事の動かすべからざるものあり。『攝陽落穂集』に収めたる一節に、

東武將軍家御前酒は満願寺屋九郎右衛門より送り出せるなり、熊野田の米を元米として水を清め道具を改め造り出せるなり、江戸表にて『満願寺』と呼ぶ酒之なり。

とあり。當時一商人の分限を以て將軍の台命を蒙りしは破格の恩命に浴せるものなり。而して満願寺屋九郎右衛門が寶曆十四年六月八日、大阪西奉行奥津能登守の下問に答申したる文書に依れば、酒造初め候譯委細に相知り申さず候得共家にて傳候所、二三百年も以前より酒造仕候と云へる一節あり。寶曆十四年は明和元年にして、當時より二三百年以前とすれば尠なくとも室町時代末葉、即ち應仁時代前後にして、猶ほ二百年となすも天文、弘治の頃なり。以て如何に満願寺屋の酒造創業古かを知るべく、爾來續きて酒造業を營み、徳川時代初期に臻り、家康が慶長十九年關峙に陣したる當時、陣中に際して池田郷より軍資を献し、且又自分は自家造の清酒を献じて軍中の旅情を慰めたる廉に依り、其の功を録され、池田郷に朱印を下附され、剩さへ其の朱印受領に際して自釀の清酒に酒名を官賜され『養命酒』と命せらる。以來満願寺屋の酒名を改めて養命酒と呼びたり。其の榮譽や稱せざるべからず。今當地の詩人荒木蘭阜（本姓は富永、大阪道明寺屋吉左衛門の三子、後池田の荒木氏に養はれて姓を荒木と改む、海内の名士と交游、最も詩賦に長ず）が、満願寺屋の榮冠を嘉賞して贈りし推贊の律詩あり。乃ち

吾郷荒城（満願寺屋の本姓）舊家有美釀、轉送東府貿易、爲產品冠諸州所釀、官賜名養命世以榮因作贈呈。

友人

荒木定堅

家學秋康箕業傳 已經五世術尤全 釀成蠟味西溪水 轉送春風東海天 官賜嘉名賞供禮人爲
長醉樂齊仙 品評高出鳥薪上 能使我鄉益顯然

銀行一般の業務確實御便利に取扱申候

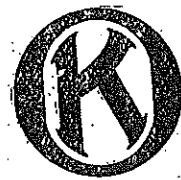
大阪府池田支金庫
 豊能郡金庫
 池田町金庫

池田本町
 株式會社

池 銀 行

支店
 大阪府三島郡吹田町
 大阪府三島郡山田村
 兵庫縣川邊郡塚口

電話池田三十三番
 振替貯金大阪五七四五番
 大阪府池田町北之口
 大阪府豊能郡岡町



高橋久太郎商店

營業
 科目

内外板硝子鏡
 洋良器硝子器
 電球電機材料

大阪市外池田町新里
 小賣部池田西之口

と。本文は當地森萬太郎氏の所蔵に係るものにして、我が郷土の酒泉史より逸する事能はざる絶好の史料、能く満願寺屋の面目を傳へたるものなり。

満願寺屋時代の造酒高 顧みて當時我が郷土の清酒造高を見るに、其の株數は明暦三年の制定に四拾貳株を算し、元祿十年第三次の株改めには六拾三株を有し、釀戸三拾八戸ありて、其の全釀額は壹萬壹千貳百參拾貳石八斗五升の造石統計を示したり。而して此の釀額の筆頭は壹千壹百參拾五石にして、實に満願寺屋九郎右衛門所釀の石高なりき。左に記さん

一、一千百三十五石	満願寺屋 九郎右衛門
一、九百八十三石四斗	大和屋 仁右衛門
一、九百六十石	大和屋 十郎右衛門
一、九百四十石一斗	菊 屋 甚兵衛
一、二百八十石	大和屋 十兵衛
一、五百八十三石二斗	鍵 屋 平兵衛
一、四百四十石	鍵 屋 松右衛門
一、六百〇三石五斗	大和屋 庄左衛門
一、七百二十八石三斗	大和屋 伊兵衛
一、三百石	大和屋 源次郎

一、三百六十二石	山本屋 太郎右衛門
一、四百石	山本屋 平太夫
一、二百五十石	山本屋 仁左衛門
一、五百六十六石	清水屋 七左衛門
一、二百五十石	小部屋 七郎右衛門
一、三百石	小部屋 五郎兵衛
一、三百石	菊 屋 市右衛門
一、四百三十三石二斗	菊 屋 源兵衛
一、二百五十石	山本屋 庄三郎
一、百五十石	満願寺屋 七兵衛
一、百二十七石五斗	大和屋 仁左衛門
一、百石以下のもの	大和屋 小兵衛
満願寺屋 治兵衛	大和屋 太右衛門
油 屋 長兵衛	加茂屋 平兵衛
上池田屋 庄兵衛	鐵 屋 伊右衛門
外 屋 清右衛門	

加茂屋伊左衛門	山本屋十右衛門
酒屋甚右衛門	多田屋彦右衛門
大和屋佐右衛門	舛屋八右衛門
舛屋小兵衛	久代屋利兵衛

の三拾八名なり。之れが今を去る貳百貳拾餘年前、即ち元祿十年の統計なるを想へば、池田酒造業者の如何に豪勢なりしかを推知するに難からざるべし。尙ほ當年伊丹郷の醸造額を見るに

一、六百石	大鹿屋伊兵衛
一、百八十石	総屋忠左衛門
一、百二十石	総屋與治右衛門
一、二十石	小屋口九兵衛
一、四石三斗七升五合	堂屋八兵衛
一、十六石	幸名屋吉兵衛
一、十石	茶屋次郎兵衛
	大鹿屋市郎兵衛

の八戸にして、其の醸造額九百七拾石七升五合を算す。之れを我が郷土の酒造家參拾八戸中、一満願寺屋九郎右衛門の醸造額壹千壹百參拾五石に比すれば、猶ほ壹百六拾餘石の不足額あり

丹醴の本場も我が郷土の盛時に比すれば實に微々たるものなりき。

池田酒造界の一轉期 光陰の流れは箭矢の如く榮枯盛衰、適者生存の理法は、時代の流れに伴ふ人生上の不文律なり、さしもに豪勢なりし満願寺屋九郎右衛門も元祿以來九十年一蹶一跌の運命の羈絆を免る能はず、舊時の殷盛意の如くならずして衰殘の命運は千々に迫り、遂に安永三年彌縫すべからざる破綻に遭遇するの秋は來たり。开は乃ち安永三年六月に起りし御朱印事件なり。而して此の事の發端は、新興の酒造年寄大和屋大三郎より提起せる預金三百兩返還の出訴にして、初め満願寺屋九郎右衛門は在りし昔の家格を楯に、將軍家より受領せる池田郷下附の朱印を、我が家の祖先が受領したるものと誤りて上申言外せし事に端を發し、問題は惹ひて池田一郷の生死問題を喚起し、同五年正月、事の落着する迄の三箇年越しに亘る係争が繰返されて、遂に池田郷に上附されたる朱印は不屈の故を以て官沒せられ、被告満願寺屋九郎右衛門は累世の辱めを受けるに至りて解決せり。之れを想ふに、當時朱印なるものが如何に重大視せられしかを窺ふに足らん。由來池田郷が攝泉和三州に於ける酒造王國として、當時天下に其の名を高めたるは一に其の歴史の古きによるも、又郷土の醸造酒が風味淡佳にして他より傑出せる美釀なる事、及び醸造規模の大にして當時早く遠隔せる江都に輸出して、各其の名を高めたる事も其の原因の一なり。其の他種々なる原因の潜在せる事は明かなるも、我郷土の酒造業者が他郷に比なき朱印を受領し、而して酒造營業上特殊の利權を保有したりし事は、醸造上無限の

威力を興へたるものならざるべからず。朱印が斯くの如き威力を備へ、斯くの如き利権を我が郷土の酒造業者に興へたる朱印が、一朝満願寺屋九郎右衛門の誤信濫用に依りて、官沒されんとするに於いては我が郷土酒造業者の黙過する能はざる處、此の朱印事件が、大和屋對滿願寺屋の個人係争關係を離れて、池田郷對滿願寺屋に移りし事は當然の事理なり。而して此の事件の終結が滿願寺屋に利あらずして、軍配が池田郷に上げられたるも其の實は一大悲痛の事なり。是は神とも頼む朱印を官沒して、再び我が郷土に下附せられざりし一事あるを以てなり。され運の傾向を顯はしたり。想ふて茲に臻れば、此の一朱印事件は、外面滿願寺屋の非法を糾彈するが如く見ゆるも、内面に於いては、其の酒造界に於ける勢力争奪にあるは動かすべからざる事實なるべし。即ち酒匠滿願寺屋九郎右衛門に對し、大和屋一味は常に其の覇權を争はんとし其の商政を窺ひ、朱印事件發生後、纏て其の商權の我が手に落掌すべき事を豫期し期待した。果せる哉、事件の進行は豫期に反せず、一大強敵を倒して大和屋の手に移ると共に、數百年來我が郷土に覇を唱へし滿願寺屋九郎右衛門をして再び起つ能はざらしめ、茲に我が酒造界に一轉期を劃するに至れり。

酒造界の不振退嬰及原因 我が郷土に於ける世態人情は地理上の關係にや、常に山國的氣風に富めり、故に民風氣宇の輪廓狹少頑淺、保守消極的なるは我が郷土民心の奥底に潜める一大

通弊なり。滿願寺屋對大和屋の争覇的對峙も、其の通弊たる嫉視反目の心理に累せられたるものと謂ひ得べく、斯くして我が酒造界の霸權聲威が暗黙の裡に頓て滿願寺屋の掌中を離れて大和屋一味に推移したるも、之れと同時に伊丹、西宮、灘五郷の酒造家が級數倍加の狀勢を示せるに反し、我が郷土の酒造界のみ漸次守舊退嬰の傾向を顯はしたるを見遁すべからず。乃ち朱印事件の發生したる數年前明和七、八兩年度に於いて、當時滿願寺屋九郎右衛門の六百五拾石に對し、大和屋金五郎の壹千七百四拾石餘の造石數字を見、既に是れによりて見るも滿願寺屋九郎右衛門は大和屋の敵にあらずして、又昔時の滿願寺屋にあらざる事明かなるが、更に進んで天明四年より安政四年に至れる我が郷土清酒の江戸入津高と、隣郷伊丹の入津高とを比較したる左記表を見る時んば、我が酒造界が如何に金融として不振退嬰に傾けるかを有力に物語れるものあるべし。

自天明四年 至安政四年		江戸積入津高	
地名	年次	天明	寛政
池田	4	15,869 駄	
	5	18,259	
	6	20,969	
	8	23,824	
	1	24,947	寛政
	2	34,136	
	3	29,140	
	2	25,951	享保
	3	43,182	
	1	41,915	文化
	2	34,824	
	3	32,962	
	4	29,307	
	5	27,835	文政
	4	31,194	
	5	21,074	安政
	4	12,654	

回生病院

大阪本院 北區絹笠町

院主 副院長 常務副院長

電話 北八十番、北八十九番、北九十番、北百八十八番、北百八十九番
院長 菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎
醫學博士 菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎

池田分院 池田町上池田

電話 池田 五十一番

分院主 院長

菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎
醫學博士 菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎

外科 院長

菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎
醫學博士 菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎

本院科長出診 小兒科長

柳瀨 實次郎
醫學博士 菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎
醫學博士 菊池 實次郎

豐中出診所

柳瀨 實次郎
醫學博士 菊池 實次郎
醫學博士 柳瀨 實次郎
醫學博士 菊池 實次郎

主任 醫學士 高山 光德

電話 岡町 四十六番取次

◎池田分院案内

病院位置

池田停留所より約六丁土地高燥眺望絶佳なり
轉地療養に適す

病院設備

通氣採光を能くし避暑防寒の用意周到なり食餌
藥劑寢具等の必要品を供給す

入院料金

各等差違ありと雖も低廉を旨とし専ら患家の便
宜を計る

隔離病室

腸窒扶斯、實扶埤里、赤痢等の傳染病患者入院
差支なし

日用品

飲食物を始め日用品類は賣店に於て早速御需用
に應ず

往診

院長醫員隨時御依頼に應ず

伊丹	分株	池田	地名	
			年次	次
85.133			4	天明
112.220			5	
119.562			6	
63.082			8	寛政
68.991			1	
72.655			2	
89.901			3	
108.039	6.764		2	享保
182.148	4.915		3	文化
277.704	5.131		1	
220.524	4.426		2	
220.918	4.426		3	
216.672	5.759		4	
210.410	6.499		5	文政
174.401	6.701		4	
186.138			5	安政
72.338			4	

是れ朱印問題の不詳事發生後の入津統計數字なるも、今其の衰微の原因を考ふるに其の原因は種々あり。我が郷土の地勢山間に僻在して交通運搬に便ならず、故に失費額(運搬費)嵩みて、他郷入津酒の平均元價に比し、高率の消費額を其の元價に含ましめざるべからざるも其の原因の一なり。其の他郷土の消極的保守思想も其の進展を阻害し、退嬰の氣運を醸成したる事も其の一なり。其の他種々の原因あるも郷土酒造界の不振衰微の原動力は、詮するに其の酒造株の濫賣讓與に依りて、他郷に其の酒造力を扶殖したる事が主要原因なりとすべし。

當時の金權長者 而して満願寺屋が不慮の朱印事件に座して以來は意氣又振はず、日に衰殘の運命と戦ひつゝあるに反し、東西大和屋、鍵屋、山城屋等の新興酒造家輩出して、漸次我が郷土の酒造界に其の地歩を固む。當時、

神田祭に酒三升、藁で變ゆたひげ老爺。

の俗語あり。此は北豊島村神田祭の日に藁にて髪を結ひたる百姓が、當時の或酒造家へ來りて清酒を借りて歸れども、其の姓名を名乗らざりしより、酒家は、其の借主の姿を帖簿に記入したりし故事を諷せるものにして、當時如何に當地の酒造家が皆相當分限者たる寛大鷹揚の態度を持し居たりしかを見るべし。就中、東西の大和屋は、満願寺屋の掌握し居たる商權を殆ど我が手に收めて、郷土酒造界の覇權を襲斷するに至れり。されば當時の俗語に、

池田本町金五郎さんの、井戸の井筒は金ぢやそな。

と。以て大和屋金五郎の聲威、我が郷土の天地に壓せるを窺ふべし。大和屋は當地の城主池田筑後守の家臣森道久が其の祖先なり、妻は丹波の住、山川伊兵衛なり。後、伊丹城主荒木村重に仕へ、兄九兵衛の女三男を生む、長を仁兵衛と云ふ、是れ中興の祖なり。天正七年秋荒木村重、信長に背き戦ひ利あらず、伊丹退散の時彦助妻子を率ひて、丹波福知山に遁住し其の冬初めて商賈となれりと傳ふ。當時我が郷土に於ける分限者として、釀酒の傍ら諸侯に金銀用達の重命を蒙り、其の聲威は諸侯を壓せり。當時俗語に、

金は大和屋、よい主は鍵屋、智恵は内田の續三郎

と、動きなき長者の面目躍如たるものあり。而して東西大和屋に續くべき酒造家は俗語に現はれたる『よい主』の鍵屋平兵衛なり。本姓は荒木、適翁居士と號し、當地の名家にして荒木村重

五世の孫なり。尙ほ同じ俗諺にある續三郎とは、鍵屋の養子にして有名なる、王の詩人荒木蘭阜の四男なり。梅間と號し、學を好み、能書を以て聞ゆ、内田町自南亭(鍵屋の別邸)に住し居たりしなり。

當時の文人墨客 當時我が郷土の酒造家は、金權長者なるのみならず一面又文人墨客にも富めり。乃ち西大和屋の主人大三郎は、山川正宣と呼び、國學を加茂季鷹に學ひ、特に金石學に通ず。著書尠ならず、就中『山陵考略』最も顯はる。去る大正八年の秋、聖上陛下演武を播磨の野に樹はせ給ふや、特旨を以て從五位を贈らせ給ふ。蓋し我が郷土の昔賢中位を贈らるゝもの、斯翁を以て嚆矢となす、以て翁の榮譽や賞せざるべからず。又東大和屋には俳人星府及び杜鵑樓の二人あり、共に謝蕪村に師事して俳三昧に入る。更に當時俳人としては、山本屋太郎右衛門、菊屋市右衛門等あり。太郎右衛門は阪上竹外と呼び後者市右衛門は井關左言又自南と稱し、皆謝實に師事して堂奥に入り、吟懷諷韻の掬すべからざるは山城屋の主人、葛野宜春齋なり。丹青の道を好み、繪畫を應舉、吳春に學び、絢爛の花鳥を畫くに長じ、關西畫界の重鎮たり。而して詩人に鍵屋の養子、荒木蘭皞あり、其の子李溪商山と呼び、父蘭阜の遺業を受けて詩賦に長ず。『大東昭大詩紀』の著あり、懷德堂祭酒中井竹山の高足にして、交友最も多し。而して其の舍弟續三郎即ち梅間は履軒に師事し、詩書に巧みなりし事前述の如し。

一盛一衰の酒造界 それ以後我が郷土の酒造界は、新興の酒造家續出して斯界を賑はしたる

も、昨日の長者は今日の富者にあらず、一盛一衰の經略を辿りて天保の世に臻りたるが今天保三年『石高書上帳』にあらはれたる造石高及び酒造家の人名を列記し、如何に變遷したるかを窺知する資料に供すべし。

一、四百五十八石二斗一升九合	大和屋龍次郎
一、四百七十八石六斗九升六合	甲宇屋復吉
一、三百五十九石二升二合	同
一、二百十四石六斗四升	西田屋倉次郎
一、八十三石二斗九升	同
一、二百五十石	丹波屋市右衛門
一、六百六十五石	同
一、二百十石	同
一、二百石	同
一、百四十九石	酒屋年寄預り
一、百四十九石一斗二升	油屋勘四郎
一、四十六石五斗八升七合	同
一、八百四十三石三升	綿屋かど

池田名産

其他

攝津池田町

菊炭

一般薪炭

池田木炭株式會社

天下一品

販賣

出張所

細河村木部新宅

電話池田一六四番
振替大阪五二四〇三番

證券株式會社

徵兵保險株式會社

代理店

國際生命保險會社

太平洋火災海上保險株式會社

大阪府下池田仲之町

吳服檢商事株式會社

檢信

番託

電話池田二二

一九九

番番

部部